お客様各位

2025年4月

秋田銀行

現金を原資とした外国送金取引の受付終了について

平素より当行をご利用いただき誠にありがとうございます。
当行では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（2008 年 3 月施行）にもとづく「マネー･ローンダリング防止」・「テロ資金供与防止」対策を適切に実施するため、平成 30 年9月10日（月）より「現金（※）を原資とする仕向外国送金取引」の受付を終了しております。
※「現金」には、送金依頼日の1週間以内に口座へ入金した現金も含みます。

送金依頼日の１週間以内にＡＴＭまたは窓口で入金した現金を原資とするご送金については、お取り扱いできませんのであらかじめご了承ください。
ご送金前に残高の補充が必要なお客様につきましては、原則**「お振込み・お振替」**により補充していただきますようお願い申しあげます。

また、当行預金口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できない場合については、当該資金の正当性が確認可能な資料（給与等が入金されている預金通帳、給与明細など）のご提出をお願いいたします。

なお、確認資料のご提示にご協力いただけない場合や、ご説明やご提示いただいた資料の内容によってはお取引のご依頼に応じることができませんので、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

（以上）

【本件にかかるお問い合わせ先】

証券国際部フリーダイヤル　０１２０－６６７－０６５